

「レトリックを使う」とはいかなることか

— 媒介的価値の遡及的な分節化 —

林 原 玲 洋

1 序論：課題の設定

「国民が、こういう報道、レトリックに惑わされて、あの事業を評価するというのは、非常に危険だという気が改めていたしました」（東京都 2009）。これは、石原慎太郎東京都知事〔現職〕が、その定例記者会見（2009年10月23日）において、八ッ場ダムの建設反対派を批判した発言である。本稿の主題は、ここでひとを「惑わす」ものとされている「レトリック」である。

さしあたり「レトリック」を、「説得のための言語的な技術」と定義するならば、説得的な議論を通じて合意形成をはかろうとする民主主義の社会において、レトリックは欠かせない技術である。日本が西洋のレトリック論を輸入したのも、福沢諭吉が“speech”に「演説」という訳語を、“debate”に「討論」という訳語をあたえた明治のことであった。

だが、冒頭にも引いたように、現代の日本語において「レトリック」という語は、「詭弁」と同義の、いわば悪口として用いられることが多い。これはなぜだろうか。

「レトリック」が「詭弁」と同義に用いられる経緯については、その本来の意味が見失われたからと説明されることもある。だが、レトリック発祥の地である古代ギリシアにおいても、プロタゴラスやゴルギアスといったレトリックの教師が、「ソフィスト」と呼ばれて批判されていたように（田中 1976）、「レトリック」という概念は、もともと「詭弁」という概念と密接な関係を持っていた（レトリックを使うソフィストに対して、弁証法〔ディアレクティック〕を使う哲学者を対置したのが、ソクラテスである）。どうやら、「レトリック」と「詭弁」のあいだには、語義の歴史的な変化だけでは説明できない、本質的な関係がありそうだ。

本稿の目的は、先行研究の検討を通じてレトリック論の基本的な考え方を整理しつつ¹⁾、「レトリックを使う」とはいかなることか（問い①）、また、「レトリックを使う」ことは「詭弁」とどのような関係にあるのか（問い②）、という2つの問いに、社会学的な答えを提示することである。

ただし、現代のレトリック論は学際的な研究領域となっており、その研究対象や問題意識はきわめて多岐にわたる。そこで、検討する先行研究の範囲をあらかじめ限定しておこう。まず、研究対象については、社会問題をめぐる議論をあつかったもの。そして、問題意識としては、構築主義の社会問題論の流れを汲むもの。これらを中心に検討していくことにする。

「腹芸」や「根回し」、「以心伝心」などを重んじる伝統的な日本社会では、議論を通じた合意形成が軽視されてきた、といわれることが多い。だが、議論をめぐる社会情勢は、近年変化している。たとえば、①司法制度改革の一環として、裁判員制度が導入されたこと、②二大政党制への流れを背景として、党首討論やマニフェスト選挙がおこなわれるようになったこと（昨今では衆参の「ねじれ」を背景に「熟議の国会」も喧伝されている）、そして、③情報公開制度の導入や電子政府の推進を背景として、パブリック・コメント制度やコンセンサス会議など、市民の意見を行政にフィードバックする機会が増えたこと、これらは、制度的場面に議論の効用を活かそうとする試みといえるだろう。

以上のような制度的背景もあつてのことだろう。近年あらためて、ディベート教育をはじめとする議論教育が見なおされている²⁾。学習指導要領の改訂にともない、学生には「伝え合う力」が求められるようになったし、経済活動のグローバル化を背景として、社会人向けのビジネス書には「ロジカル・シンキング」という言葉がおどるようになった。

本稿が答えようとする問いは、それ自体としては控えめなものである。だが、以上のような社会情勢の変化を念頭におくとき、本稿の問いは、同時代的・実践的な問い（制度的場面に議論をどのように組みこむべきか、また、どのような議論教育をおこなうべきか）にも関わるものであると筆者は考えている。

2 研究対象としての議論と論争

2.1 議論：主張と理由の組みあわせ

はじめに、レトリック論の研究対象を確認しておこう。ごく一般的に述べると、それはディスコース（言説；書かれ－読まれる文章、および、話され－聴かれる談話）であるといってよい。日本にレトリック論を輸入した五十嵐力らの問いは、「そもそも『文章』とは何か」（原 1994: 2）というものであったという。

だが、言葉を研究対象とする学問が、論理学・文法学・レトリック論の三科（trivium^[1]）からなっていた前近代（中世）ならばともかく、近現代の学問においてディスコースを研究対象とするのは、なにもレトリック論だけではない。レトリック論が、どのようなタイプのディスコースを研究対象とするのか。まずはこれを示す必要があるだろう。

レトリック論の元祖であるアリストテレスの著作が『弁論術』（Arsit. Rh.=1992）と訳されていることからわかるように、当初その研究対象は弁論、つまり、口頭でおこなわれる説得的な議論（演説）であった。現代のレトリック論は学際的な研究領域となっているため、文学（文芸批評）などの分野では、物語（ナラティブ）のような、弁論とは性質を異にするディスコースが研究対象となる場合もある。だが、本稿ではレトリック論の原点に立ちもどり、説得的な議論をその研究対象としよう。ただし、話す－聴くもの（談話）だけではなく、書く－読むもの（文章）も研究対象に含めるため、「弁論」ではなく「議論（argument）」という用語をあてることにする。

議論とはなにか。社会的には、これ自体が経験的研究の問いとなりうる。「議論」は日常言語の語彙であるため、当事者による「議論をする／しない」という区別は、研究者による「議論」の定義とは独立に生じるからだ。たとえば、足立重和は、長良川河口堰をめぐる建設省側と反対運動側の対話（円卓会議）を題材に、「説明の場」という建設省側の状況設定と、「議論の場」という反対運動側の状況設定が対立する過程を分析しているが（足立 2001）、これは「議論をする／しない」という区別を当事者がどのようにおこなっているかに着目した研究といえるだろう。

だが、本稿では、以上のような問いには立ちいらず、「議論」を「主張（claim）

と理由（reason）の組合せからなるディスコース」とごく簡単に定義することで、論述の出発点としたい。たとえば、「首相公選制を導入すべきである」という主張に対して、「首相の指導力が強化されるから」という理由をあげるディスコースは、「議論」と呼ぶことができる（首相公選制を考える懇談会 2002）。

いくつか条件を追加しておこう。まず、ここでいう「主張」は、妥当請求になっている必要がある。つまり、反論の余地があるにもかかわらず、その命題を他者も認めるべきであるという妥当請求を、「主張」と呼ぶことにする。たとえば、「私はパクチャーが嫌いだ」という命題は主張ではないが、「パクチャーは和食にあわない」という命題は主張であるといえるだろう（もっとも、前者が主張となる文脈も考えられなくはない）。

また、ここでいう「理由」は、連鎖が可能であるものとする。つまり、①ひとつの主張に対して複数の理由があげられる場合もあれば（並列的な連鎖）、②理由に対してさらなる理由があげられる場合もある（直列的な連鎖）。首相公選制をめぐる議論の場合、理由の連鎖は、たとえば図1のように描くことができるだろう（図において、一方向の矢印は理由と主張の関係をあらわす。ただし、矢印の終点側を主張とする。以下同様）。

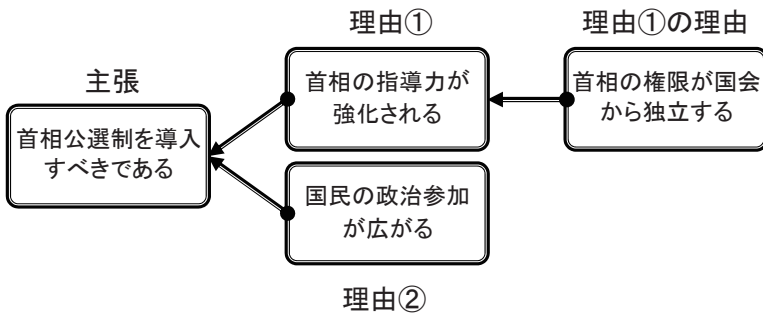


図1 理由の連鎖

2.2 反論の4類型：挑戦・代案・阻止・反駁

主張の条件について、さきに「反論の余地があるにもかかわらず」と述べた。「太陽は東から昇る」のような、反論の余地がない自明の命題は主張する必要がなく、したがって理由をあげる必要もない。つまり、議論とはそもそも、これと対立する反論を前提とするディスコースなのである。逆に言うと、「太陽は東から昇る」のような一見自明の命題であっても、「人工衛星から観測すると、太陽が東から昇るとは限らない」など反論の余地が生じた場合は、議論が必要になることもある。

では、反論とはなにか。社会学的には、これも経験的研究の問いとなりうる。ある行為を、当事者がいかに反論として構成しているのかは、研究者による「反論」の定義とは独立に生じており、これを当事者の実践に即して研究できるからだ (Coulter 1990)。

だが、やはり本稿では以上のような問いには立ちいらず、いくつか反論の類型を考えることで、論述の出発点としたい。さきに、「議論」を「主張と理由の組みあわせ」と定義した。よって、反論にはおおきくわけて、「主張の否定」と「理由の否定」があることになる。これはアリストテレス以来の伝統的な区別であるが、その呼び方は研究者によって異なる。本稿では、野矢茂樹にならない、前者（主張の否定）を「異論」、後者（理由の否定）を「批判」と呼びわけることにしよう (野矢 1997)。

異論にはさらに2つの下位類型が区別できる。ひとつは、主張の直接否定である挑戦 (challenge)、つまり、主張されている命題と矛盾する命題の主張。いまひとつは、主張の間接否定である代案 (alternative)、つまり、主張されている命題と両立しない命題の主張である（主張と挑戦はいずれかが偽ならば、他方は真である。一方、主張と代案はそのいずれもが偽でありうる）。首相公選制をめぐる議論の場合、「首相公選制を導入すべきではない（現状〔議院内閣制〕を維持すべきである）」という主張は挑戦、「大統領制を導入すべきである」という主張は代案にあたる。

異論には理由がつく場合も、つかない場合もある。首相公選制をめぐる議論の場合、「天皇制との整合性がとれないので、首相公選制を導入すべきではない」とすれば、これは理由つきの挑戦となる。なお、理由つきの異論は、反論され

る議論と対立する、もうひとつの議論であることに注意したい。反論によって否定される議論を「立論」と呼ぶなら、立論と理由つきの異論はいずれも議論、ただし対称的な2つの議論ということになる。つまり、このとき立論は、反論側から見ると異論でもある。

批判にもさらに2つの下位類型が区別できる。ひとつは、理由の直接否定である阻止（undercut）、つまり、理由それ自体の否定。いまひとつは、理由の間接否定である反駁（rebuttal）、つまり、理由と主張の関連性（つながり）の否定である。首相公選制をめぐる議論の場合、「首相の指導力は強化されない」という反対理由は阻止、「首相の指導力が強化されると、かえって権力が濫用される恐れがある」という反対理由は反駁にあたる。次節以降で論じるように、日常的な議論の特性は、この反駁という第4類型の反論が可能であることにある。

批判にも理由が見つかる場合と、つかない場合がある。首相公選制をめぐる議論の場合、「国会との『ねじれ』が生じるため、首相の指導力は強化されない」とすれば、これは理由つきの阻止となる。ただし、異論の場合とは異なり、批判は理由の有無にかかわらず、立論と非対称な関係になる。つまり、立論が反論側からみて批判になることはない。

以上、反論の4類型をまとめると、表1のようになる。表において公式風に表示したのは、立論の主張をC、理由をRとした場合に、反論がとりうる文章形式の一例である。

表1 反論の4類型

	直接否定	間接否定
異論 (主張の否定)	挑戦 Cではない [なぜなら R']	代案 C'である [かつCとC'は両立しない] [なぜなら R']
批判 (理由の否定)	阻止 Rではない [なぜなら R']	反駁 RだとしてもCとは限らない (RかつCではない場合がある) [なぜなら R']

2.3 論争：立論と反論の連鎖

前項では反論の4類型を確認したが、反論にはさらに再反論が可能である。たとえば、「首相公選制を導入すべきである」という主張について、「国民の政治参加が広がるから」という理由をあげる立論に対して、「死票が多くなるため、国民の政治参加は広がらない」と理由つきの阻止によって反論した場合、立論側は「二回投票制を採用すれば、死票は多くならない」と再反論することができる（図2；図において、双方向の矢印は立論側と反論側で対立する命題をあらわす。以下同様）。

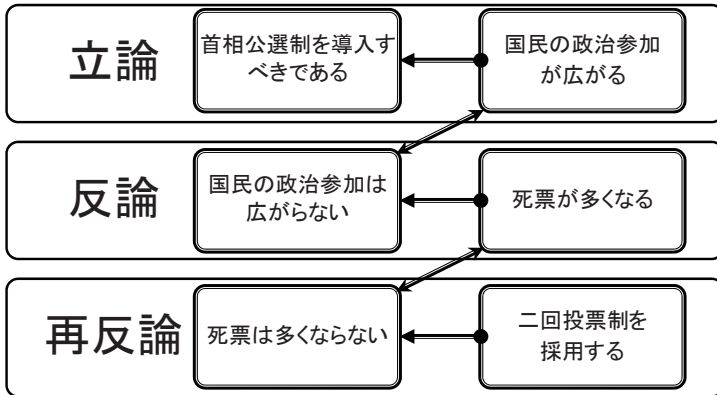


図2 論争：立論－反論－再反論

議論の研究にあたっては、以上のような立論－反論－再反論の連鎖に、議論を位置づけて分析することが欠かせない。その理由は2つある。ひとつは、すでに指摘したように、そもそも議論が反論を前提とするディスコースであること。いまひとつは、議論を構成する主張は、しばしば再反論において遡及的に分節化されるからである。

図2の場合、二回投票制を採用することは、首相公選制という制度設計の一部であり、立論側の主張に最初から含まれていてもおかしくはない。だが、議

論における主張は、最初から（反論に先立って）そう明確であるとは限らない。立論側の主張する首相公選制が、じつは二回投票制であることは、「死票が多くなる」という反論に対する再反論において、遡及的に分節化される（その他の主張との差異が事後的に同定される）のである。

当然ながら、再反論には再々反論が可能である。そこで、立論と反論の連鎖からなるコミュニケーション（立論－反論－再反論－……と続いていく過程）を、「論争（controversy）」と呼ぶことにしよう。すると、レトリック論の研究対象は、論争（立論と反論の連鎖からなるコミュニケーション）に状況づけられた議論（主張と理由の組みあわせからなるディスコース）である、と定式化できる。

3 日常言語の論理とレトリック

3.1 論理：主張と理由の「妥当」な連関

さきに「議論」を、主張と理由の組みあわせからなるディスコースと定義した。だが、当然のことながら、複数の命題を「なぜなら」で接続しさえすれば、なんでも議論になるわけではない。議論が説得力を持つためには、主張に対して「妥当」な連関を持つ理由をあげなければならない。主張と理由の「妥当」な連関を「論理（logic）」と呼ぶなら、議論が説得力を持つための必要条件は、その議論が「論理的（logical）」であることだ、ともいえるだろう。

もちろん、「議論は支離滅裂だが、あの人が言うと言説力がある」という場合はある。だが、この場合説得力を持っているのは「人」であって「議論」ではない。「人」が持つ説得力については、権威や魅力といった別種の影響力（社会的勢力）としてあつかった方がよいだろう（今井 1996）。

では、主張と理由の「妥当」な連関（論理）とはなにか。伝統的にこの問いに取りくんできた専門的学問、つまり、論理学の答えをまずは確認してみよう。

3.2 形式論理とトートロジー

論理学の元祖をアリストテレスとするなら、その歴史は古く、哲学的・神学的な論争とともに発展したという経緯を忘れるわけにはいかない。だが、G・

フレーゲを元祖とする現代の記号論理学は、数学的な証明という特殊なジャンルの議論について、それが論理的であるための条件を解明する学問である、と
 言ってよいだろう。

結論から述べれば、論理学において「妥当」であるとされる、主張と理由の
 連関とは、形式論理 (formal logic)、つまり、理由 (前提 [公理や証明済の定
 理]) が真であれば、主張 (結論 [新たな定理]) も必ず (必然的に) 真になる
 ような連関 (論理的妥当性 [logical validity]) のことにほかならない。そして、
 その論理性の保証は、主張に含まれる情報 (主張 C の真理条件、つまり、主張
 が真になるような可能世界の集合 W_C) が、理由に含まれる情報 (理由 R の真
 理条件、つまり、理由が真になるような可能世界の集合 W_R) に包含されてい
 ること ($W_R \supseteq W_C$)、すなわち、主張が理由のトートロジー (同語反復) になっ
 ていることに求められる³⁾。

数学的な証明を例にとるのは煩瑣なので、古典的な三段論法を例にとると、
 「すべての人間は死ぬ」と「ソクラテスは人間である」という 2 つの理由から、「ソ
 クラテスは死ぬ」という主張をみちびく議論は、形式論理的に「妥当」である。
 そして、この議論が形式論理的に「妥当」なのは、「ソクラテスは死ぬ」とい
 う情報が、「すべての人間は死ぬ」および「ソクラテスは人間である」という
 情報に包含されており、したがってトートロジーになっているからである。「す
 べての人間が死ぬ」ことの確認には、「ソクラテスも含めたすべての人間が死ぬ」
 ことの確認がすでに含まれている、といえはわかりやすいだろうか。

トートロジーであるか否かを確認する決定手続として、論理学 (古典命題論
 理学) の教科書では、真理値分析という方法を学ぶ。だが、より直観的には、
 適切な理由をつけた反駁が可能であるか否かを考えることで、立論がトートロ
 ジーであるか否かを確認することができる (もちろん、これは確実な方法では
 ない)。つまり、立論の主張を C、理由を R としたとき、「R だとしても C と
 は限らない」という反駁に、「なぜなら」以下を続けることが不可能であれば、
 主張 C は理由 R のトートロジーになっている。さきの古典的な三段論法がト
 ートロジーであることは、「『すべての人間は死ぬ』、かつ、『ソクラテスは人間で
 ある』としても、『ソクラテスが死ぬ』とは限らない」という反駁に、「なぜなら」
 以下を続けることができないことに示されているのである。

3.3 日常言語の論理とレトリック

ところが、私たちが日常的におこなう議論のほとんどは、前項で述べた条件に照らす限り「論理的」ではない。つまり、トートロジーによって保証された形式論理を、主張と理由の連関が満たすことは、まずない。前節では、「首相の指導力が強化されるから、首相公選制を導入すべきである」という立論に対して、「かえって権力が濫用される恐れがある」という反駁の例をあげたが、ここで反駁が可能であるということは、立論の主張は理由のトートロジーになっていないということである。

では、日常的な議論は「非論理的」なのだろうか。ここで選択肢は2つある。ひとつは、論理学によって定義される形式論理のみを真正なものとし、これを満たさないものは「非論理的」とする立場。いまひとつは、論理学者による定義とは独立に、主張と理由の「妥当」な連関とそうでない連関を、当事者がどのように区別しているのかを研究する、社会学的な立場である。

論理学（古代の名辞論理学）の元祖でもあるアリストテレスは、まさにこの後者の立場をとることで、レトリック論の元祖となった。その基本的な着想を現代風に再定式化すると、以下のようになろう。つまり、①日常的な議論は、理由が真であれば、主張が必ず真になるとは限らない（偶発的である）にもかかわらず⁴⁾、当事者によって「妥当」とされる、主張と理由の連関を持っており、②その連関は、トートロジーではなくレトリックによって支えられている、という考え方である。前者を「日常言語の論理（logic of ordinary language）」と呼ぶならば、「レトリック」とは、「日常言語の論理を支える言語的な技術」と再定義できよう⁵⁾。図3は本節の論述をまとめたものである。

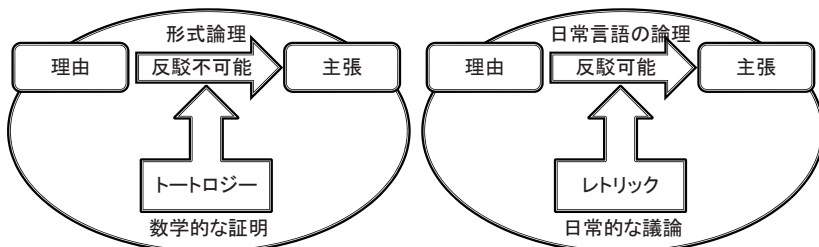


図3 形式論理と日常言語の論理

4 論法と媒介的価値

4.1 論法：接続表現の技術

日常言語の論理を支える言語的な技術(レトリック)として、伝統的にレトリック論が研究してきたものは、おおきくわけて2つある。ひとつは、接続表現の技術である論法(トポス; topos^[Gk])。いまひとつは、命題表現の技術である転義(trope)である(林原 2005)。さらに後者の転義は、指示表現の技術であるメトニミー(換喩; metonymy)と、述定表現の技術であるメタファー(隠喩; metaphor)に大別されると筆者は考えているのだが、紙幅の都合上、転義については別稿を期することにし⁶⁾、本稿では論法のみをあつかうことにしよう。

形式論理的ではないが「妥当」とされる主張と理由の連関を、古来よりレトリック研究者は、その接続表現に着目しつつ分類し、各々に「〇〇論法」のような命名をしてきた。そのため、有名な論法には、たいていラテン語の名前がついている。ここでは、なかでも有名な論法である「反対論法(argumentum e contrario^[L])」と「尚更論法(argumentum a fortiori^[L])」を例にとってみよう。

反対論法とは、その名のとおり、理由と主張を「反対に」のような表現によって接続する論法である。たとえば、食品のラベルに「開封後は冷蔵庫で保存してください」と書かれていたら、通常私たちは「反対に、開封前は常温で保存してよい」と考える。だが、これは論理的には「非論理的」な議論である。「開封後は要冷蔵」だとしても、「開封前は常温保存」とは限らない(反駁可能である)からである。たとえば、平均気温が高い季節や地域では、開封前でも冷蔵庫で保存するという判断は、十分にありうるだろう。

一方、尚更論法とは、その名のとおり、理由と主張を「なおさら」や「もちろん」のような表現によって接続する論法である(「Aすら且つB、況やCをや」という漢文の抑揚もこの一種である)。たとえば、公園の入り口に「自転車乗り入れ禁止」と書かれた看板が立っていたら、通常私たちは「なおさら、バイクは乗り入れ禁止」と考える。だが、これも反駁可能であり、論理的には「非論理的」な議論である。たとえば、オートレースのサーキット入り口におなじ看板が立っていたら、「自転車のみ乗り入れ禁止」という解釈は十分にありうるだろう。

以上の例は、わざわざ「論法」と呼ぶのがためらわれるほど、日常的なものであるが、制度的場面でも同様の論法は使われている。その代表は法解釈の分野であろう。

たとえば、「未成年の子が婚姻するには、父母の同意を得なければならない」という民法第737条第1項の規定は、成年の子についてはなにも述べていない。だが、「成年の子の場合は、同意を得なくてもよい」ことは、容易に判断することができる。これは、反対論法の例である。

また、「成年被後見人が婚姻するには、その成年後見人の同意を要しない」という民法第738条の規定は、被保佐人の婚姻についてはなにも述べていない。だが、「被保佐人の場合も、保佐人の同意を得なくてもよい」ことは、後見制度・保佐制度・補助制度の関係を理解していれば、判断することができる。これは、尚更論法の例である。

アリストテレスは、以上のような一般的な（主題を問わずに利用できる）論法（共通トポス）を『弁論術』（Arist. Rh.=1992）において28種類あげているが、そのなかには反対論法と尚更論法がすでに含まれている（ただし、アリストテレスがあげている例は、現代人にはわかりにくいものが多い）。ちなみに、『トピカ』（Arist. Top.=1970）という著作においてアリストテレスは、なんと337種類もの論法をあげているという（浅野 1996）。

4.2 論法と媒介的価値

接続表現の技術である論法の例として、前項では反対論法と尚更論法の例をあげた。レトリック論では、これらの論法が日常言語の論理を支えていると考える。だが、ここで注意しなければならないのは、「反対に」や「なおさら」といった表現によって理由と主張を接続しさえすれば、いかなる状況でも「論理的」な議論になるというわけではない、ということである。

たとえば、幼い妹を前にして、その兄を親が叱る場面を考えてみよう。妹が騒がしくしている場合、親が「あなたはお兄ちゃんなのだから、静かにしなさい」と叱れば、これは反対論法の例になる。一方、妹が大人しくしている場合、親が「あんな小さな子が大人しくしているのだから、あなたも静かにしなさい」と叱れば、これは尚更論法の例になる。だが、前者（妹が騒がしくしている状況）

において尚更論法を用いたり、後者（妹が大人しくしている状況）において反対論法を用いたりすると、これはおかしい議論になる。いずれの場合もこの兄は騒いでよいことになり、すくなくとも兄を叱る親の立場からは容認できない議論となるからだ（ただし、叱られる兄の立場からみれば、その限りではない）。

ここで兄を叱る親は、妹の行動（理由）と兄の行動（主張）の「妥当」な連関を、「年長者らしさ」という価値（兄に対する役割期待の基準）に訴えることで示そうとしている。反対論法や尚更論法といった接続表現は、この価値を示すための手段であり、接続表現それ自体が理由と主張の連関を「妥当」なものにしているわけではない。状況に相応しい価値を示さない場合は、論法の方が切りかえられるのである。

以下このような価値、つまり、論法において示される価値を、理由と主張をつなぐものという意味を込めて、「媒介的価値（mediating value）」と呼ぶことにしよう。ここまでの論述をまとめると、図3の右側は図4のように書きかえられることになる。

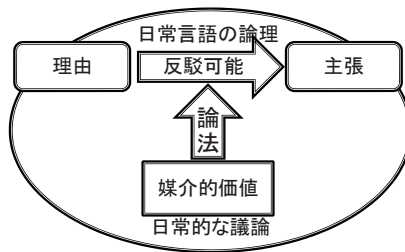


図4 論法と媒介的価値

現代のレトリック論では、論法そのものよりも、本稿でいう媒介的価値を直接分析の俎上にのせることが多い。たとえば、議論教育（ディベート教育）の分野において最もよく参照されている、S・トゥールミンの議論モデルは、議論の構成要素を、①主張（結論；claim/conclusion）、②データ（論拠；data/ground）、③保証（warrant）、④裏づけ（backing）、⑤〔様相〕限定子（[modal]

qualifier), ⑥反駁 (rebuttal) の6種類に分類するものであるが (Toulmin [1958] 2003; Toulmin et al. [1978] 1984), このうち, ①主張・②データ・③保証の3要素は, 本稿における主張・理由・媒介的価値に, それぞれ対応する⁷⁾.

4.3 社会問題をめぐる議論における媒介的価値

構築主義の社会問題論において, トールミンの議論モデルを応用した研究に, J・ベストによる「行方不明の子ども (missing children)」問題の分析がある (Best 1987=2006). まずはベストの所論を筆者なりに要約しておこう.

「行方不明の子ども」は, 1980年代のアメリカにおいて「社会問題」化したのだが, その構築は2つの理由の連鎖によって可能になった. ひとつは, ①家出 (自ら家を出て数日後に帰宅するもの), ②連れ出し (離婚した [親権を持たない] 親によるもの), ③誘拐 (虐待や殺害にいたるもの) を含めた広い定義にもとづく, 統計的事実 (年間180万件) の描写 (理由①). いまひとつは, 誘拐に焦点をあてた狭い定義にもとづく, 残虐な実例 (アダム・ウォルシュ殺人事件) の描写である (理由②).

これら2つの理由の連鎖は, 「子どもを見つけ出す会 (チャイルド・ファインド)」という組織 (離婚した夫や妻に自分の子どもを連れ去られた親たちの支援団体) が, 自らが利害関心を持つ「連れ出し」に, 「家出」と「誘拐」を結びつけたことによって可能になったのだが, 結果的には一般の聴衆に, 多くの子どもたちが (理由①), 虐待・殺害されている (理由②) ものとしてこの問題を理解させることになった. ただし, この連鎖はのちに反論をまねく弱点ともなる. つまり, 「行方不明の子ども」のうち, 誘拐された子どもの数が, 年間100~200件であることが, 「ニュース」として報道されることになったのである.

ベストがトールミンの議論モデルを応用したのは, 理由① (統計的事実) や理由② (残虐な実例) のような事実の描写が, いかにして「行方不明の子ども」問題に対する行動の喚起 (啓発・予防・対策) につながるのかを分析するためであった. ベストの結論は, 理由と主張をつないでいるのは, 「子どもの価値 (かけがえのなさ)」をはじめとする保証, つまり本稿でいう媒介的価値であるというものである (そのほかベストは5種類の保証を数えている).

ベストによる保証（媒介的価値）の分析が妥当なものであるか否かはともかく、その問題意識は、社会問題をめぐる議論の特性をよく反映しているといえるだろう。社会問題をめぐる議論は、事実の描写を理由、行動の喚起を主張とすることが多い。だが、M・ウェーバーを引くまでもなく、事実判断から価値判断を導出することは、論理的には正当化しえない。では、このとき、理由と主張はいかに「妥当」に関連しているのか。レトリック論の答えは、事実の描写と行動の喚起をつなぐのは媒介的価値であり、それは論法（接続表現）において示される、ということになる（図5）。

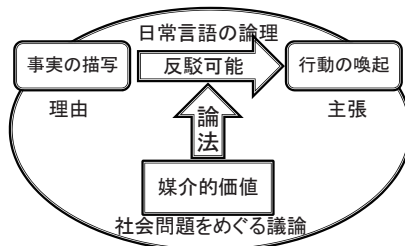


図5 社会問題をめぐる議論の基本構造

構築主義の社会問題論において、最初期からレトリックに着目していた研究者であるJ・R・ガスフィールドは、すでにその問題意識を「事実命題の政策命題への変換 (transfer of statements of fact into statements of policy)」(Gusfield [1976] 2000: 57) にあると述べていた。文芸批評家であるK・バーク (Burke [1945] 1969=1982) の影響を受けたガスフィールドは、論法の分析より転義の分析に向かったのだが⁸⁾、その問題意識はベストも継承するものといえるだろう。

ガスフィールドからベストが継承した問題意識を、より体系的に展開したのが、P・R・イバラとJ・I・キツセである (Ibarra & Kitsuse 1993=2000)。イバラとキツセの論文は、構築主義批判 (存在論的ゲリマンダリング批判) に、「厳格派」の立場から答えるという文脈で書かれたため、レトリック論におけるその意義は、必ずしも十分に検討されてこなかった。だが、かれらの問題意識は、

レトリック論の正統な問いに連なるものであり、構築主義批判という文脈とは別個の検討に値する。

イバラとキツセは、トゥールミンがいう保証、本稿でいう媒介的価値にあたるものを、「レトリカル・イディオム (rhetorical idiom)」と命名し、社会問題をめぐる議論における典型的なイディオムとして、①喪失のレトリック (rhetoric of loss)、②権利のレトリック (rhetoric of entitlement)、③危険のレトリック (rhetoric of endangerment)、④没理性のレトリック (rhetoric of unreason)、そして、⑤災厄のレトリック (rhetoric of calamity) の5種類をあげている。かれらの論述は場当たりのにも読めるが、表2のように整理すると、ある程度網羅的な枠組として解釈することもできる。

表2 レトリカル・イディオム：社会問題をめぐる議論における媒介的価値

	理由 (事実の描写)	媒介的価値		
		主張 (行動の喚起)	事実の評価	責任の帰属
	加害者			被害者
喪失	なにかが失われていく状態	失われていくものがかけがえのない存在であるか否か (聖性/喪失)	NO	NO
	そのような存在の保護			
権利	制度の平等な利用や選択の自由が制限されている状態	その制限が権利の侵害であるか否か (権利/侵害)	YES	NO
	そのような制限の撤廃			
危険	なにかが心身に影響している状態	その要因が健康を脅かすか否か (健康/危険)	NO	YES
	そのような要因の回避			
没理性	自らの利害に反する行為が生じている状態	その行為が無知によるものか否か (合理性/非合理性)	YES	YES
	正しい知識の学習			
災厄	なにかが急速に広まっている状態	議論に時間を費やす余裕があるか否か (行動/議論)	不問	不問
	速やかな行動			

表2は、各々のイデオロムについて、①理由（事実の描写）、②主張（行動の喚起）、③媒介的価値をまとめたものである。ただし、ここでは媒介的価値を、事実の評価（描写された事実が現状の変更を要する問題であるか否か）、および、責任の帰属（問題に対処する責任を負うのはだれか）という2つの契機に区分している（図6）。また、責任の帰属については、行動の喚起される宛先が、加害者／被害者いずれの側に位置づけられるのかに着目して整理した。なお、この整理は、イバラとキツセの論述にもとづくものではあるが、あくまでも筆者なりの解釈であることをお断りしておく。

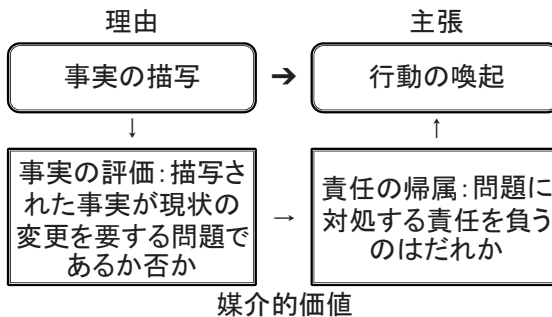


図6 媒介的価値：事実の評価と責任の帰属

喪失のレトリックによる議論では、なにかが失われていく状態が描写され（理由）、そのような存在の保護が喚起される（主張）。だが、失われていくものすべてが、保護に値するものであるとは限らない。そのため、ここで理由と主張がつながるためには、失われていくものを、かけがえのない（聖なる）存在と評価したうえで（事実の評価）、そのような存在を保護しうる者に、行動の責任を帰属する必要がある（責任の帰属）。イバラとキツセによると、ここで責任が帰属される保護者は、自らの利害を離れた利他主義の色彩をおびる。たとえば、反捕鯨運動が依拠するのは、喪失のレトリックにあたる媒介的価値といえるだろう。加害者を捕鯨国、被害者をクジラとすれば、シー・シェパードは

利他主義的な保護者ということになる。

権利のレトリックによる議論では、制度の平等な利用や選択の自由が制限されている状態が描写され（理由）、そのような制限の撤廃が喚起される（主張）。だが、未成年に飲酒・喫煙する自由がないように、世のなかには正当とされる行動の制限もある。そのため、ここで理由と主張がつながるためには、行動の制限を、権利の侵害であると評価したうえで（事実の評価）、そのような制限を設けている者に、行動の責任を帰属する必要がある（責任の帰属）。ここで責任が帰属される者は、権利の侵害者にあたるので、当然ながら加害者ということになる。たとえば、反差別運動が依拠するのは、権利のレトリックにあたる媒介的価値といえるだろう。

危険のレトリックによる議論では、なにかが心身に影響している状態が描写され（理由）、そのような要因の回避が喚起される（主張）。だが、心身に影響をあたえる要因は無数にあり、私たちはその是非を逐一判断しているわけではない。そのため、ここで理由と主張がつながるためには、その要因をとくに危険である（健康を害する）と評価したうえで（事実の評価）、被害者になりたくなければ、そのような要因の回避が必要であると説く必要がある（責任の帰属）。たとえば、かつて200万部を売り上げた『買ってはいけない』（船瀬ほか1999）にみられるような、食品添加物の回避を訴える議論は、危険のレトリックにあたる媒介的価値に依拠するものといえるだろう。

ところで、危険のレトリックによる議論は、被害を承知のうえで、あえてその行為を選択している者には説得力を持たない。喫煙から得られる効用が、その被害を上まわると評価する者に、喫煙の危険性をいくら訴えても無効であろう。

だが、被害が十分に認識されていないとなると話はべつである。没理性のレトリックが関わるのは、この論点である。一見して自らの利害に反する行為が生じているとき（事実の描写）、これが比較考量（合理性）の結果ではなく、無知（非合理性）によるものだとしたら、これは由々しき問題であり（事実の評価）、正しい知識を学ぶ必要があるというわけだ。このとき、「正しく学ぶ」責任は、自分自身を害している者、つまり、加害者かつ被害者に帰属されることになる（責任の帰属）。ただし、自分自身を害している者が子どもである場合は、学ばせる（教育する）責任が、保護者に帰属されることになる。たとえば、

ドラッグ中毒の恐ろしさを訴える議論（依存性の低いドラッグもあるという知識が誤りであることを主張する議論）が依拠するのは、没理性のレトリックにあたる媒介的価値といえるだろう。

以上にみてきたレトリックと水準を異にするのが、災厄のレトリックである。それぞれのレトリックによって議論を進めていくと、次第にひとつひとつは加害者／被害者に分断されていく。ときには、だれが真の「加害者」「被害者」なのかをめぐって、あらたな論争が発生するかもしれない（Holstein & Miller 1990）。これを再び連合させる機能を果たすのが、災厄のレトリックである。「議論よりも行動」という媒介的価値は、加害者／被害者の区別を不問に付すのである。

5 媒介的価値の遡及的な分節化

5.1 「レトリックを使う」という行為の観察可能性

前節までに、本稿の問い①（「レトリックを使う」とはいかなることか）に対しては、つぎのような答えを出したことになる。つまり、「レトリックを使う」とは、理由と主張をつなぐ媒介的価値を、論法（接続表現）において示すことにほかならない。とりわけ、社会問題をめぐる議論の場合、論法において示される媒介的価値とは、事実の描写（理由）と行動の喚起（主張）をつなぐ、事実の評価や責任の帰属（媒介的価値）であるということになる。

だが、ここには重大な方法論上の問題がある。それは、論法において暗黙的に示されているにすぎない（したがって明示的に語られていない）媒介的価値を、いかにしてレトリック研究者は観察できるのか、という問題である。

たとえば、以下の文章は森林伐採について論じたものであるが、ここではどのようなレトリックが「使われて」いるのだろうか。

環境団体が地球上に存在する森林の存在を念入りに調査したところ、80世紀前に比べ、なんと6割強もの森林が消えているという結果が出ております。この数値は驚異的でもあります。さらなる調査により現在年間における森林の減少を加算していくと、これから半世紀ほどで森林の全くなくなる地域も出てくるという予想もされています。これから先、世界的に

森林を守るためにも、森林伐採をしないように、今の状況を回避することが必要になっています。森林を守っていくためには、これから先、私たち自身も資源を大切にしていくなが必要になってきているのです。（中略）

森林伐採を防止する対策としては、これから先、森林の環境について、しっかり学んでいかなければなりません。自然森林を守り、そして、保護していくことも大切な役割です。動物も人間もうまく共存していくために、森林は欠かせないのです。森林伐採を行うことで、1番困るのは誰でしょうか？ 私たち自身なのです。

豊かな水・豊かな土地・豊かな環境をつくっているのは、森林なのです。私たち自身が生きていけるのは、森林があるからなのです。森林は、水のため、空気を作り、食べ物もつくりますよね？ 私たちが思い描く未来には、森林がなければ、どのようにして暮らしていくのでしょうか？ そのまで、科学は発達しているのでしょうか？ それとも、もっと豊かな環境を求めて、違う星へと飛び立つのでしょうか？ 遠い未来のことは誰にもわかりません。私たちができることは、今現在の地球環境を守ることです。森林を守っていくことなのです。（地球温暖化教室 2009）

イバラとキツセの枠組でいうと、全体の主旨は喪失のレトリックと解釈できそうだが、前段に着目すれば災厄のレトリックとも、中段に着目すれば没理性のレトリックとも解釈できそうである。さらに、後段に着目すれば、危険のレトリックという解釈もありうるかもしれない。さすがに権利のレトリックという解釈はなさそうだが、いずれにせよ、こうも解釈がわかるようでは、「レトリックを使う」という行為は、観察できない（その他の可能性との差異を同定できない）のではないか、という疑問が生じる。では、この問題に対して、レトリック論はいかに答えるのだろうか。

5.2 媒介的価値の遡及的な分節化と反駁

結論から述べよう。「レトリックを使う」という行為を観察するのは、論争の当事者であり、レトリック研究者は、当事者によるその観察を観察する、というのが筆者の答えである。ただし、この観察（レトリック研究者による観察）

は、いくら個々の議論を眺めていてもできない。第2節でも述べたように、議論を論争の文脈に位置づけて分析することが不可欠である。

第2節では、立論側の主張する首相公選制が、じつは二回投票制であることが、「死票が多くなる」という反論（阻止）に対する再反論において、遡及的に分節化される（その他の主張との差異が論争を経て同定される）という例をあげた。じつは、これとおなじことは媒介的価値についても生じる。つまり、議論において理由と主張をつなぐ媒介的価値は、最初から（反論に先立って）そう明確であるとは限らず、しばしば再反論において遡及的に分節化されるのである。

媒介的価値の遡及的な分節化をうながす最大の契機は、理由つきの反駁に立論側が再反論する過程（立論－反駁－再反論）において生じる（図7）。反駁とは、立論側の理由を容認したとしても、なお主張が受け入れられないというものであった。これに再反論するということは、自分のあげた理由がなぜ主張につながるといえるのか（媒介的価値）を、あらためて明示的に語ることでもあるからだ。

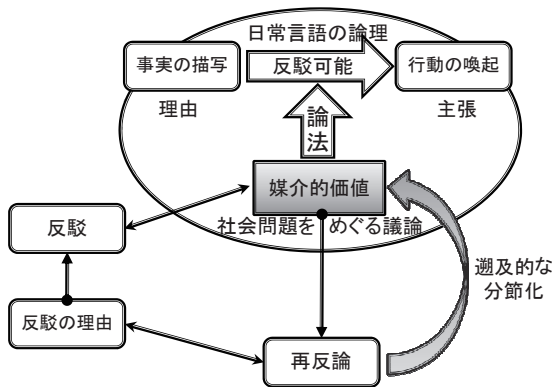


図7 媒介的価値の遡及的な分節化と反駁

じつは、イバラとキツセの枠組には、理由つきの反駁にあたるものが含まれている。イバラとキツセは、本稿でいう批判の理由にあたるものを、「対抗レトリック (counterrhetoric)」と命名し、阻止の理由を「非共感的 (unsympathetic) な対抗レトリック」、反駁の理由を「共感的 (sympathetic) な対抗レトリック」と呼びわけている。「共感的」「非共感的」という用語法はわかりづらいが、立論における事実の描写（理由）を容認するか否かということであろう。

形式論理に対する日常言語の論理の種差的特徴は、その反駁可能性にあった。したがって、本稿にとって重要なのは、共感的な対抗レトリックである。イバラとキツセは、社会問題をめぐる議論における、典型的な反駁の理由として、①無能力の表明 (declaring impotence)、②自然現象化 (naturalizing)、③解決の代償 (the costs involved)、④パースペクティヴ化 (perspectivizing)、そして、⑤戦術批判 (tactical criticism) の5種類をあげている（ただし、本稿では順序をいれかえてある）。レトリカル・イデオムの場合と同様、ここでもかれらの論述は場当たりに読める。だが、表3のように整理すると、ある程度網羅的な枠組として解釈することもできる。

表3 共感的な対抗レトリック：社会問題をめぐる議論における反駁

	反駁の理由	媒介的価値の批判	
		事実の評価	責任の帰属
無能力の表明	立論が喚起した行動をとることはできない	黙認	黙認
自然現象化	立論が喚起した行動をとっても、描写された事実を避けることはできない		否認
解決の代償	立論が喚起した行動をとると、描写された事実よりも、さらに重大な問題が生じる（責任者は現状を維持しなければならない）	否認	黙認
パースペクティヴ化	描写された事実を問題視する者のみ、立論が喚起した行動をとればよい（問題視しない者は行動の責任を負わない）		否認
戦術批判	立論の内容（事実の描写や行動の喚起）はともかく、立論側の行動には問題がある	不問	不問

無能力の表明とは、時間・資金・人員などの資源が不足しているため、立論が喚起した行動をとることはできないとする反駁である。たとえば、立論側が米軍基地の状態（事実の描写）を理由に、米軍基地の移転（行動の喚起）を主張したとき、財源や代替地がないとする反駁はこれにあたる。この反駁は、米軍基地が移転するのは確かに理想だが、現実的には不可能だ、というものであるので、立論側の媒介的価値（事実の評価や責任の帰属）を争点化するものではない。立論側がこの反駁に再反論しようとする、「財源や代替地がある」ことを主張することになるが、この主張は事実判断なので、媒介的価値の分節化をうながさないだろう。ただし、反論側があまりにも安易に無能力を表明した場合は、立論側の媒介的価値をより真剣に受けとめるべき理由を提示する方向へと議論が進むことはありそうだ。

自然現象化とは、立論が喚起した行動をとっても、描写された事実を避けることはできないとする反駁である。たとえば、立論側が戦争の被害（事実の描写）を理由に、軍事力の縮小（行動の喚起）を主張したとき、どうせ戦争はなくなるとする反駁はこれにあたる。この反駁は、戦争は確かに悲惨なものだが一国だけの責任ではない、というものであるので、立論側の媒介的価値のうち、責任の帰属を争点化するものである。立論側がこの反駁に再反論しようとする、あらためて軍事力を縮小する責任を主張することになるが、この主張は価値判断なので、媒介的価値の分節化をうながす契機となりえよう。

解決の代償とは、立論が喚起した行動をとると、描写された事実よりも、さらに重大な問題が生じるとする反駁である。たとえば、米軍基地をめぐる議論において、安全保障上の理由をあげる反駁はこれにあたる。この反駁は、日本全体を防衛するためには、沖縄など地政学的に重要な地域に負担を強いるのもやむをえないと評価するものであるので、立論側の媒介的価値のうち、事実の評価を争点化するものである（行動の責任については、喚起される行動は立論側と対立することになるが、責任の宛先それ自体は、立論側とおなじになる）。立論側がこの反駁に再反論しようとする、当該地域が強いられている犠牲をあらためて主張することになるが、この主張は価値判断なので、媒介的価値の分節化をうながす契機となるだろう。

パースペクティブ化とは、描写された事実を問題視する者のみ、立論が喚起

した行動をとればよいとする反駁である。たとえば、喫煙をめぐる議論において、自分は禁煙してまで長生きしたいとはおもわないとする反駁はこれにあたる。この反駁は、他者はともかく自分は喫煙を問題視していないし、したがって行動の責任も負わないとするものなので、立論側の媒介的価値を全面的に争点化するものである。喫煙者の健康被害を訴えていた立論側は、この反駁に再反論するため、受動喫煙の問題をあらためて主張するかもしれない。このとき、立論側は自らの媒介的価値が、危険のレトリックよりもむしろ権利のレトリックであったことを、遡及的に分節化するのである。

以上にみてきた対抗レトリックと水準を異にするのが、戦術批判である。これは、立論の内容（事実の描写や行動の喚起）はともかく、立論側の行動には問題があると認めるもので、対人論法（argumentum ad hominem^[1]）の一種である。たとえば、立論側の議論の表現が過激すぎることや、議論を尽くさず立論側が強行手段に出ていることの批判がこれにあたる。この反駁は、批判の宛先を立論それ自体から立論者に変更するものなので、直接的には立論側の媒介的価値を争点化するものではない。だが、立論側がこの反駁に再反論しようとすると、議論に対する姿勢について一定の価値判断を主張することになるため、間接的には媒介的価値の分節化をうながす契機となりうる。たとえば、議論を尽くさなかった理由を述べようとすれば、災厄のレトリック（議論より行動）に類する媒介的価値に訴えざるをえないだろう。

5.3 遡及的な分節化とその偶発性

「レトリックを使う」という行為を観察するのは、つまり、理由と主張をつなぐ媒介的価値を分節化するのは、論争の当事者であり、しばしばその分節化は論争において遡及的におこなわれる。前項ではこのことを論じた。

ここで注意したいのは、媒介的価値の遡及的な分節化が偶発的でもあるということ、つまり、相互行為の展開に応じて（互いに互いの行為に依存して）別様でもありうるということである。前項の論述からは、すくなくとも2種類の偶発性を指摘できる。ひとつは、立論に対して反論側がどのように反駁するのか。いまひとつは、反駁に対して立論側がどのように再反論するのかである。

媒介的価値の遡及的な分節化が偶発的であることは、レトリック研究者がい

くら個々の議論を観察しても、論争の文脈を離れてしまえば、どのようなレトリックを「使って」いるのか同定できないことを意味する。さきに森林伐採を論じる文章を引用したが、その解釈が定まらなかったのも故なきことではないのである。

イバラとキツセは、人工妊娠中絶をめぐる議論を例にあげて、中絶反対派の媒介的価値を喪失のレトリック（胎児の生命という価値）、中絶容認派の媒介的価値を権利のレトリック（女性の選択権という価値）としている⁹⁾。現代では、前者を「プロライフ派（生命尊重派；pro-life）」、後者を「プロチョイス派（選択尊重派；pro-choice）」と呼ぶ（また両者ともそのように自称する）ことが通常であるため、この分類は決して間違いではない。ただし、このように分節化したのは論争の当事者であって、レトリック研究者ではないという点には注意が必要である。

レトリック論を応用して中絶論争を分析した、C・M・コンディットによると（Condit 1990）、中絶が非合法であった1973年（ロウ対ウェイド判決）以前のアメリカにおいて、最初に一般の聴衆の耳目を集めることに成功したのは、1960年代初頭に登場した、「非合法中絶の物語（tale of illegal abortion）」を語る雑誌記事であった。これは、闇医者がおこなう中絶の危険性を「ホラー物語（horror stories）」として描くものであったという。それらの物語は、〔当初はそうでもなかったようだが〕次第に中絶の合法化を訴える理由となり、中絶容認派の議論の先駆けとなる。ただし、この段階では、女性の選択権というプロチョイス派の媒介的価値（コンディットの用語法では構成的価値〔constitutive value〕）は、いまだ分節化されていない。

「非合法中絶の物語」の成功を受けて、中絶反対派は「伝承物語（heritage tale）」を語りだす。これはローマ・カトリックの伝統（生命を尊重してきた「私たち」の歴史）を理由として、中絶の合法化に反論する（現状の維持を訴える）ものであったが、プロテスタントをいかに包摂するかという難点もあり、中絶容認派からは「道徳の押しつけ（imposing morality）」であると反駁（パースペクティブ化）される。そこで、中絶反対派は、中絶の合法化によって犠牲になるのは、「胎児の生命」であるということを、「胎児が人間である」ことの「科学的」な証拠や、胎児の写真の大量配布とともに訴えるようになる。中絶反対

派の媒介的価値は、当初から「生命」であったといえるが、「胎児」と「生命」の連関が確立してプロライフ派の媒介的価値が分節化されるのは、この段階にいたってのことであった。さらに中絶反対派は、その媒介的価値に「生存権 (Right to Life)」というリベラルな表現すらあたえるようになる。

中絶反対派の媒介的価値が明示されたこと、しかもそれが「生存権」という立憲的価値 (constitutional value) を取りこんでいたことを受けて、中絶容認派も自らの媒介的価値を明示的に語るようになる。当初試みられたのは、公民権運動の延長線上において、「平等 (Equality)」という媒介的価値を分節化することであった。貧困層の女性（多くは人種的マイノリティの女性）ばかりが危険な非合法中絶を強いられるのは、不当な差別であるという議論である。だが、この議論には弱点があった。必要なのは中絶を平等に禁止することであり、むしろ差別されているのは富裕層の胎児であるという、中絶反対派からの反駁（解決の代償）に、「平等」という媒介的価値では、うまく再反論できなかったのである。そこで、中絶容認派が再分節化したのが、プロチョイス派の媒介的価値である「選択権 (Right to Choice)」であった。その分節化には、経口避妊薬による生物学的な「選択」、そして、「働く女性」による職業上の「選択」という、新世代の女性たちの経験が反映されていた。

以上はコンディットによる分析を、筆者なりに要約したものである。中絶論争については国内にも研究の蓄積があり（緒方 2006; 荻野 2001）、本稿はこれに新たな知見を追加するものではない。逆に、中絶論争の歴史からレトリック研究者が学ぶべきことは、以下の点である。つまり、中絶反対派と中絶容認派の対立を、プロライフ派（喪失のレトリック）とプロチョイス派（権利のレトリック）の対立として分節化したのは、あくまでも論争の当事者であり、研究者ではないということだ。しかも、その分節化は、互いに対論者の反駁に対する再反論を契機としている。発端となった「非合法中絶の物語」を、後続する論争から切り離して観察したら、その媒介的価値は危険のレトリックであると解釈されるかもしれない。だが、立論－反駁－再反論の連鎖において、論争の当事者は別様の分節化を選択した。レトリック研究者がおこなうのは、このような論争の過程において、当事者がどのように媒介的価値を分節化したのかを観察すること。つまり、観察の観察なのである。

イバラとキツセの枠組は、レトリカル・イデオム（媒介的価値）と共感的な対抗レトリック（理由つきの反駁）を対にし、媒介的価値の遡及的な分節化を観察するための理念型（実際の論争との相違点〔共通点ではなく〕を同定するための論争モデル）として用いるときに、その意義を発揮するだろう。イバラとキツセの枠組を、媒介的価値の分類枠組と考えると、レトリック論の基本を誤ることになる。「生存権」も「平等」も「選択権」も、あえて分類するなら権利のレトリックであるが、中絶論争の当事者はこれらを異なるものとして分節化しているのである。

6 結論：今後の課題

すでに本稿の問い①（「レトリックを使う」とはいかなることか）に対しては、つぎのような答えを出しておいた。つまり、「レトリックを使う」とは、理由と主張をつなぐ媒介的価値を、論法において示すことにほかならない。前節の論述は、本稿の問い②（「レトリックを使う」ことは「詭弁」とどのような関係にあるのか）に対して、つぎのように答えるものである。つまり、「レトリックを使う」という行為は、これを「詭弁」であると名指すリアクション（理由と主張の関連性を批判する反駁）を通じて、はじめて観察可能になる（遡及的に分節化される）のである。「レトリック」と「詭弁」は決して同義ではないが、概念的に（経験的ではなく）切り離せない関係にあるといえるだろう。

数学的な証明において主張と理由をつなぐトートロジーは、論理学の研究手法（真理値分析など）において示される。一方、日常的な議論において主張と理由をつなぐ媒介的価値は、レトリック論の研究対象、つまり、論争という相互行為においてすでに示されている。したがって、レトリック研究者にとって、今後なされるべき経験的研究の課題は、つねに明確である。どのような主題にせよ、ひたすら立論と反論の連鎖を追うこと。これがレトリック研究者に課せられた至上命令なのである¹⁰⁾。

ところで、第4節では、議論教育の分野において最もよく参照されている枠組として、トゥールミンの議論モデルを紹介した。それは、「議論」の構成要素として、媒介的価値（保証）を数えるものであった。一方、本稿では、媒介

的価値は「論争」において遡及的に分節化されるということを論じてきた。これは、つぎのことを含意する。つまり、自らの依拠する媒介的価値を分節化することが、よりよい議論の条件であるとしたら、議論教育がおこなうべきは、「議論」の指導ではなく、「論争」の指導でなければならない、ということである。だが、「論争」に定位した議論教育をおこなうためには、「議論」が合意形成のためにおこなわれる、という一般的な通念を捨てなければならないだろう。自らの依拠する媒介的価値を分節化するためには、反駁をおこなう対論者を、つまり、自らの議論に同意しない論敵こそを必要とするのだから¹¹⁾。

[注]

- 1) レトリック論の基本的な考え方については、林原（2008）でも論じたが、本稿ではこれを大幅に改訂している。
- 2) もちろん、議論教育そのものは、いまに始まったものではない。たとえば、英語による競技ディベートは、日本にも長い歴史があり、すでに1950年には、各大学からESS（English Speaking Society）のメンバーが参加して、英語ディベート大会が開催されていた。また、1983年には全日本英語討論協会（NAFA: National Association of Forensics and Argumentation）が、1986年には現在の日本ディベート協会（JDA: Japan Debate Association）〔当初は日本ディベート協議会〕が、それぞれ発足している。

だが、近年の議論教育は、より日常的なコミュニケーションに定位しているところに、その特色がある。ディベート教育に関していうと、このことは、①英語ディベートのみならず、日本語ディベートの活動が盛んになってきたこと、および、②大学のみならず、高校・中学校・小学校へと、その活動の場が拡大してきたことにみることができる。たとえば、1995年には、日本ディベート協会が、第1回JDA日本語ディベート大会を主催している。また、1996年には、高校や中学校でディベートを指導している教員を中心に、全国教室ディベート連盟（NADE: National Association of Debate in Education）が組織され、同年8月に、「ディベート甲子園」の通称で知られる、全国中学高校ディベート選手権が開催されている。

- 3) 以上の論述は、清水（1984）を参考にしたものだが、ここでは形式的に厳密であることよりも、基本的な考え方の理解を優先した。また、論理学の全体からみると、かなり話を単純化していることも、あわせて注記が必要であろう。たとえば、量化（述語論理）については考慮していないし、直観主義論理学や様相論理学などの非古典論理学には触れていない。とくに、これら非古典論理学が、本稿でいう日常言語の論理の形式化

に引用されていることを鑑みると、本稿の論述は、論理学に対して公正な評価になっていないという批判もありえよう。たとえば、反駁可能な議論は、論理学では「非単調推論 (non-monotonic reasoning)」と呼ばれ、様相論理学を応用した研究がおこなわれている (Turner 1984=1989)。もっとも、それらを考慮したとしてもなお、論理学とレトリック論のあいだには埋めがたい懸隔があると、筆者は考えているのだが、この点については、これ以上立ちいらすにおこう。

- 4) 形式論理の説明にあたり、本文では「すべての人間は死ぬ」という理由を例にとったので、誤解のないよう補足しておく、主張と理由の連関が偶発的であることは、主張されている命題や理由となる命題それ自体が、不確実なものであることとは無関係である。つまり、日常言語の論理の特性は、主張や理由それ自体が「弱い」ことにあるのではない。このことは、確率論的な命題からもトートロジーが構成できることを考えればあきらかである (これが構成できなければ、公理主義的確率論も、推測統計学も可能ではないということになる)。議論について論じる際には、個々の命題の性質に関する論点と、命題と命題の関係に関する論点という、2つの水準を区別しなければならない。
- 5) 本稿では、論理学とレトリック論を対比しつつ論じたが、じつはひとつ重要な論点を看過している。①形式論理 (数学的な証明における論理) の内実を、②論理的妥当性 (理由が真であれば主張も必然的に真であること) によってあたえ、これを、③トートロジー (理由の真理条件と主張の真理条件の包含関係) に還元するという論理学の発想法と同型的に論述を進めるためには、レトリック論についても、日常言語の論理 (日常的な議論における論理) の内実を検討しなければならない。だが、本稿ではこれをおこなっていないのである。この点について筆者は、必然性に対比された偶然性を、社会的な意味 (偶発性) としてとらえなおすため、「論証役割」という概念を立てたのだが (林原 2006)、詳細については別稿を期するよりほかない。
- 6) このうちメタファーについては、林原 (近刊 [2011]) において論じた。
- 7) ⑥の反駁も本稿でいう反駁にほぼ対応する。ただし、トゥールミンのモデルは、あくまでも「議論」のモデルであるため、立論側が反論に備えてあらかじめ述べる、保留条件という位置づけになっている。だが、これは議論モデルの要素とするより、論争モデルに組み入れた方がよいだろう (林原 2003; Rescher 1977)。なお、本稿の結論 (第6節) も参照されたい。
- 8) 本稿では転義をあつかわなかったので、構築主義の社会問題の流れを汲むレトリック論の考え方を、ガスフィールドではなくベストから説きおこした。だが、学説史的には、ガスフィールドを先に検討すべきところである。詳細は別稿を期することにしたいが、ここでその所論を要約しておこう。ガスフィールドが分析の組上にのせたのは、飲酒運転問題を論じた医学論文である。まず、パークの動機の語彙論 (Burke [1945] 1969=1982) を応用してガスフィールドは、当該論文が「酔っ払い運転者 (酒に呑まれた運転者; drunken driver)」という指示表現 (メトニミー) を一貫して選択していることを指摘する。飲酒運転問題は、運転者だけではなく、同乗者や飲食店の問題でもある。

だが、このメトニミーは、飲酒運転問題の全体を一部の行為者（agent）の問題へと還元する。その結果、可能になったのが、医学のメタファーによって飲酒運転問題について語ることであった。つまり、飲酒運転問題を、「健康的」「病的」といった述定表現（メタファー）の体系的な選択によって語る事が可能になったのである。このような事実の描写は、飲酒運転問題に対処するために必要な行動が、厳罰化ではなく治療であるということを含意する。厳罰化は、行為者が自己利益を合理的に計算できることを前提にした対策であるが、「病的」な「酔っ払い運転者」は、そのような合理性を欠いているからである。イバラとキツセの枠組でいうと、没理性のレトリックにあたる媒介的価値が、どのように事実の描写に反映されるのか。これをガスフィールドは、転義に着目して分析したといえるだろう。

- 9) ここでは主張と媒介的価値を論じ合わせる必要があるため、プロライフ派の主張を「中絶反対」、プロチョイス派の主張を「中絶容認」と呼んでおく（とくに後者は用語の選択がむずかしいところである）。
- 10) 林原（2010）では、筒井康隆の「無人警察」をめぐる論争において、「表現の自由」という媒介的価値（ただし、当該論文では紙幅の都合もあり、単に「問題設定」と呼んでいる）が、いかに分節化されたのかを分析した。これは本稿で示したレトリック論の基本的な考え方を応用したもので、あわせて参照されたい。
- 11) このような「議論」のとらえ方は、逆説的なものにうつるかもしれない。だが、じつは社会学の伝統のなかにも、この着想の源泉はある。ウェーバーは、価値判断をめぐる論争を「価値討議（Wertdiskussion^[G]）」と命名し、その効用を、合意が不可能である理由（なぜ、どのような点で合意できないのか）の同定に求めている（Weber [1917] 1973=1976: 31）。「論争」に定位するウェーバーの討議論は、J・ハーバーマスのような「合意」に定位した討議論に対する、有力な代案となりうるものである（尾場瀬 2002; 矢野 2003）。

[文献]

- 足立重和, 2001, 「公共事業をめぐる対話のメカニズム——長良川河口堰問題を事例として」
 船橋晴俊編『講座環境社会学 第2巻 加害・被害と解決過程』有斐閣, 145-76.
- [Arist. Top.] Aristotelēs, ca. 360-355 BC, *Topica*. (= 1970, 村治能就・宮内璋訳『トピカ 詭弁論駁論』岩波書店.)
- [Arist. Rh.] ———, ca. 330 BC, *Technē rhētorikē (Ars Rhetorica)*. (= 1992, 戸塚七郎訳『弁論術』岩波書店.)
- 浅野檜英, 1996, 『論証のレトリック——古代ギリシアの言論の技術』講談社.
- Best, J., 1987, "Rhetoric in Claims-Making: Constructing the Missing Children Problem." *Social Problems*, 34 (2): 101-21. (= 2006, 足立重和訳「クレーム申し立てのなかのレトリック——行方不明になった子どもという問題の構築」平英美・中河伸俊編『新版 構築主義の社会学——実在論争を超えて』世界思想社, 6-51.)

- Burke, K., [1945] 1969, *A Grammar of Motives*, Berkeley: University of California Press. (= 1982, 森常治訳『動機の文法』晶文社.)
- 地球温暖化教室, 2009, 「【地球温暖化】森林伐採」, ほくらの地球【地球温暖化教室】,(2011年1月25日取得, http://www.gwarming.com/link/link2/forest_b.html).
- Condit, C. M., 1990, *Decoding Abortion Rhetoric: Communicating Social Change*, Urbana: University of Illinois Press.
- Coulter, J., 1990, "Elementary Properties of Argument Sequences," G. Psathas ed., *Interaction Competence*, Washington, DC: University Press of America, 181-203.
- 船瀬俊介・三好基晴・山中登志子・渡辺雄二, 1999, 『買ってはいけない』金曜日.
- Gusfield, J. R., [1976] 2000, "The Literary Rhetoric of Science: Comedy and Pathos in Drinking-Driver Research," *Performing Action: Artistry in Human Behavior and Social Research*, New Brunswick: Transaction, 31-60.
- 原子朗, 1994, 『修辞学の史的研究』早稲田大学出版部.
- 林原玲洋, 2003, 「S. Toulmin の議論モデル・再考——相互行為としての論争／規範としての論理」『現代社会理論研究』13: 204-14.
- , 2005, 「論証と文彩——レトリック論のふたつの系譜と構築主義の社会学」『現代社会理論研究』15: 85-97.
- , 2006, 「論証役割とメタファー——レトリック分析の社会的可能性に関する一考察」『先端社会研究』4: 475-97.
- , 2008, 「議論と論争のレトリック分析——論法・メタファー・論証役割」東京都立大学大学院 社会科学部研究科 平成 19 年度 博士論文.
- , 2010, 「論争における問題設定の『ずれ』——筒井康隆『無人警察』をめぐる論争を事例として」『年報社会学論集』23: 141-52.
- , 近刊 [2011], 「差別表現とメタファー——容器・武器・鏡・自然としての言語」『新記号論叢書セミオトボス』6.
- Holstein, J. A. & G. Miller, 1990, "Rethinking Victimization: An Interactional Approach to Victimology," *Symbolic Interaction*, 13: 101-20.
- Ibarra, P. R. & J. I. Kitsuse, 1993, "Vernacular Constituents of Moral Discourse: An Interactionist Proposal for the Study of Social Problems," J. A. Holstein & G. Miller eds., *Reconsidering Social Constructionism: Debates in Social Problems Theory*, New York: Aldine de Gruyter, 25-58. (= 2000, 中河伸俊訳「道徳的ディスコースの日常言語的な構成要素——相互作用論の立場からの社会問題研究のための一提案」平英美・中河伸俊編『構築主義の社会学——論争と議論のエスノグラフィー』世界思想社, 46-104.)
- 今井芳昭, 1996, 『影響力を解剖する——依頼と説得の心理学』福村出版.
- 野矢茂樹, 1997, 『論理トレーニング』産業図書.
- 尾場瀬一郎, 2002, 「ヴェーバー社会学における討議論の意味」『立命館産業社会論集』38 (1): 125-38.

- 緒方房子, 2006, 『アメリカの中絶問題——出口なき論争』 明石書店.
- 荻野美穂, 2001, 『中絶論争とアメリカ社会——身体をめぐる戦争』 岩波書店.
- Rescher, N., 1977, *Dialectics: A Controversy-Oriented Approach to the Theory of Knowledge*, Albany: SUNY Press.
- 清水義夫, 1984, 『記号論理学』 東京大学出版会.
- 首相公選制を考える懇談会, 2002, 『『首相公選制を考える懇談会』 報告書』, 首相官邸ホームページ, (2011年1月25日取得, <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousen/kettei/020807houkoku.html>).
- 田中美知太郎, 1976, 『ソフィスト』 講談社.
- 東京都, 2009, 「石原知事記者会見 (平成21年10月23日)」, 東京都公式ホームページ, (2011年1月25日取得, <http://www.metro.tokyo.jp/GOVERNOR/KAIKEN/TEXT/2009/091023.htm>).
- Toulmin, S., [1958] 2003, *The Uses of Argument*, updated ed., Cambridge: Cambridge UP.
- Toulmin, S., R. Rieke & A. Janik, [1978] 1984, *An Introduction to Reasoning*, 2nd ed., New York: Macmillan.
- Turner, R., 1984, *Logics for Artificial Intelligence*, Chichester: Ellis Horwood. (= 1989, 松田利夫・石本新訳『人工知能と論理』 共立出版.)
- Weber, M., [1917] 1973, "Der Sinn der »Wertfreiheit« der soziologischen und ökonomischen Wissenschaften," J. Winckelmann Hg., *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, 4. Aufl., Tübingen: J. C. B. Mohr, 489-540. (= 1976, 松代和郎訳『社会学および経済学の「価値自由」の意味』 創文社.)
- 矢野善郎, 2003, 『マックス・ヴェーバーの方法論的合理主義』 創文社.